

2022 年度の事業報告書 案

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 浜松成年後見センター

1 事業の成果

(1) これまでの経過

浜松成年後見センターは、法律や医療、福祉の各専門職、そして高齢者や障害者支援に携わる人達がひとつになって、市民の誰もが権利が擁護され、安心して暮らせる地域の支援のシステムをつくるために、法人後見等を行う目的で 2013 年(平成 25 年)4 月 11 日に設立されました。

2013 年～2014 年度は、静岡県内の法人後見普及モデル事業の受託により、法人後見の起業と普及啓発を行ってきました。この 2 年間の啓発活動の成果が上がり、市内の地域包括支援センターや相談支援事業所、福祉サービス事業所、病院、行政等からの相談や業務の依頼が多数寄せられ、併せて家庭裁判所からも理解をいただきながら、法人としての後見人等の受任件数を増やしてまいりました。

2015 年度は、成年後見の業務の担い手を増やし、事業基盤を強化する目的で、静岡県より成年後見従事者育成モデル事業を受託し、市民後見人養成研修を実施しました。法人後見を実践している立場から、カリキュラムの策定、講師の選定、テキストの作成、研修の企画運営等、浜松成年後見センター独自の養成研修を実施しました。

2016 年度事業として、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成を受け、「高齢者や障害者の地域の権利擁護支援体制の構築本事業」をすすめてきました。この事業では、現在浜松市が取り組んでいる成年後見制度利用促進にもつながる検討議論が重ねられました。

2017 年度は、みずほ福祉助成財団の助成を受けて「障害者の地域生活における権利擁護支援のあり方」をテーマに研究事業を行いました。愛知教育大学の増田樹郎名誉教授を中心に、社会福祉士、臨床心理士、福祉サービス事業関係者、手をつなぐ育成会リーダーらにより、障害者の意思決定支援のあり方を巡って熱心な議論が行われました。この研究の一環として、浜松市の障害者当事者および家族 1500 人を対象に成年後見制度に関するアンケート調査を実施したことは、成年後見制度の普及啓発に大きく寄与するものでした。

2017 年度より毎年継続して実務者養成研修も行ってきました。募集定員は専門職に限った若干名ですが、センター実務者の一員として、責任を持って実務を担えるよう丁寧に学べる体制を整えています。

成年後見人等受任件数は、年度毎に増加しています。2022 年度末では 185 件の受任となり、これまでの実績が延べ 200 人を超えました。受任件数が増えるにつれて、コンプライアンスを担保するための事務処理能力が組織に問われてきています。そのため、今年度は事務局機能の強化を目的に、パソコンの増設、防犯機能の強化、業務の効率化や正確さの向上等に向けた仕組みを作りました。

また、2017 年 12 月より浜松磐田信用金庫と業務提携を結んでいます。この提携により、金融機関窓口で顕在化しやすい財産管理の危うさを抱える人達を早期に発見し、関連機関と連携しながら支援介入できるようになりました。それに伴い 2020 年度からは、認知能力は保たれていても、独居等で生活に不安を抱える方々を対象に、後見制度の利用ができなくても、何かあった時、直ぐに専門職の対応ができる「ライフサポート契約」を公正証書で結ぶ事で、安心して暮らしを継続することができるシステムを、浜松いわた信用金庫および一般社団法人はままつ資産承継相談所と協力しながら地域に広めていく活動を始めました。2021 年度か

ら、浜松いわた信用金庫及び、はままつ資産承継相談所と協議を重ね、2022年度より「ライフサポート契約」は、浜松いわた信用金庫の商品としても、広く地域に紹介提供することになりました。

2022年4月には、法人事務所を中区元城町に移転致しました。現在、新しい仲間も増え、更に新たな気持ちで実践活動を行っています。

(2)2022年度を振り返って

① 法定後見の現状と課題およびライフサポート事業の以後について

成年後見制度は20年以上の歴史を経て、関係職種間で広く認知されるようになりました。しかしそれに伴い、制度を適用するタイミングの難しさや、周囲が必要と思っても、さまざまな理由で制度を利用できないケースなども浮き彫りになりました。法制度の未熟さも指摘される中、私たちも再び制度利用の本質について深く考えるようになりました。各方面から制度利用に関する相談が寄せられても、後見制度の限界を踏まえ、まず本当に成年後見制度の利用が必要なのかを検討するようになりました。地域ケア会議でも、同様の傾向が見られるようになりました。

高齢者の場合、法定後見制度は現在認知症が進行していないと利用することができません。しかし、高齢になれば認知症の診断がなくても、心身の低下や物忘れが進むことは避けられません。頼ることができる人が周囲にいない場合、不安が大きくなります。実際、この点にはさまざまな懸念も存在しています。

私たちは、法人設立当時から、死亡終了する後見制度に対して、引き続き死後事務の必要性から、希望する本人や法定相続人と「死後事務委任契約」を行ってきましたが、それに加えて、ターミナル期の委任事務契約など、後見制度の周辺領域のニーズが広がっていることを強く感じるようになっていました。

地域社会でも、「終活」という言葉に表されるように、90才代を当たり前のように生きなければならない時代となり、周りに迷惑をかけたくない、しっかりしているうちに自身の事、身の回りの事を整え準備して、最期まで安心して生きていきたいと考える人たちが増えています。

しかし、自身の財産については信託や遺言書で思いを残せますが、同時に、周りに身寄りや頼れる人がいないと、自身の加齢により、身体が思うように動かなくなったら、理解力判断能力が低下したら、誰にどのように何を頼めばよいのか、意思決定の揺らぎと共に大きな不安となっています。「任意後見制度」はありますが、これも主に財産管理であり、認知症等の診断が前提で、実際の生活においては隙間だらけで不安が残ります。

そのため、私たちは法人として、そうした方々の人生の最期まで共に歩む「ライフコーディネーター」となることを決意しました。私たちは必要な時に相談相手となり、専門知識を持って適切な情報提供を行い、希望する生活を可能な限り継続できるように支援を手配します。入院や施設入所の際には身元保証人となり、必要な財産管理も行います。さらに、理解力や判断力の低下が始まれば、「法定代理人」としての役割も果たします。この際には、家庭裁判所が選任した監督人も関与します。そして、人生の最期を迎えた際には、本人の希望に従って葬儀や死後事務を執り行います。これが私たちの提供する「ライフサポート契約」です。

現在、高齢期を迎える方たちの『人生のお守り』として注目され、契約数が伸びています。私達の強みは、多職種専門職集団であり、法人として責任を持ち、複眼的にコーディネートできる事です。

今後も、様々な関連職種で経験を積んだ仲間を増やし、さらに質の高いライフコーディネーターとして活動してまいります。私たちは浜松いわた信用金庫および関係機関と協力し、地域の高齢者の方々が最期まで「安心」して過ごせるよう、使命感を強く持って取り組んでいきます。

② 2022年度実務者研修の実績と人材育成についての課題について

私たちは毎年、「実務者養成研修」を実施し、仲間を増やしています。この研修では、専門資格や経験が受講の要件となりますが、研修終了後も実務指導を継続して行うため、一度に多くの人を養成することはできません。そのため、毎年数人ずつの増員となっています。

2022年度では、「ライフコーディネーター」の担当者養成の必要性もあり、社会福祉士と共に、居宅介護支援の経験豊富な介護支援専門員や保健師なども受講資格者に加えました。

過去の応募者は、福祉現場で長く経験を積んできた 60 代前後の方が主でしたが、今回は 30 代から幅広い年代の応募があり、これまでにない数の応募がありました。また、現在、定年年齢が上がっている中、特に女性は 60 代前後で、その後の働き方を考える際に、社会貢献や生きがいを求めて私たちのセンターに関心を寄せる方が増えているように思います。

実際、質の高い後見人やライフコーディネーターには、知識やスキルに加えて、誠実さや長い職業経験が必要であり、それぞれの特長が実務の中で活かされます。私たち実務者は、ご利用者の人生の最終章を共に歩み、最期まで寄り添い、看取り、葬儀の手続きまでを担当します。

若い世代の方々は、正規職員として福祉現場で勤務しているため、法人の実務者としての活動は限られますが、長期間にわたって関わりながら経験を積み重ね、やがて法人において重要な存在となるベテラン実務者としての力が期待されています。

実務者は、ご利用者の人生の最終章を共に歩み、最期の最後まで寄り添い、看取り、葬儀の手続きまでを担当します。その実務の中で、仕事の域を超えて私たち自身も、ご利用者から何か大切なものを受け継ぎ、託されていきます。それが次の仕事への気持ちを繋げ、一人ひとりの尊厳を守るために不可欠な力が、より大きく育まれていきます。このようなプロセスを、次世代の実務者に伝え、心に響かせることを目指し、これからも日々の活動に取り組んでいくつもりです。

③ 「成年後見制度利用促進」をめぐって

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が 2016 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行されています。2018 年 4 月より厚生労働省に成年後見制度利用促進室が設置され、成年後見での推進は福祉の分野であることが示されました。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、これらの施策を総合的かつ計画的にするために、地方自治体においても成年後見制度利用促進の基盤整備が勧められ、浜松市においても今後中核機関を設置して、成年後見制度の相談や関係機関のネットワーク、市民後見人の養成をすすめることになりました。

浜松市の成年後見制度利用促進体制の整備に向けて、2017 年度から浜松市成年後見制度利用促進連絡会に事業者として参画し、浜松市の成年後見制度利用促進の基盤整備に協力してきました。2019 年度からは浜松市社会福祉協議会に中核機関が開設され、当センターも事業に協力しています。2020 年からは、成年後見制度利用促進連絡会の上部組織として「成年後見制度利用促進協議会」が設置され、当センターも委員として参加しています。

2022 年度は、厚生労働省において、2022 年度から 2027 年までの予定で、民法改正も視野に入れた成年後見制度の抜本の見直しに向けた成年後見制度利用促進専門家会議が開催されるなど、現状の成年後見制度の諸問題の分析と解決に向けた議論が始まりました。当センターも新たな成年後見制度の行方を見守りながら必要な対応を考えていきたいと思えます。

④ 全国権利擁護支援ネットワークへの加盟

当センターは、全国権利擁護支援ネットワークに加盟し、全国各地で法人後見を行っている団体との交流や情報交換、ネットワークが主催する権利擁護従事者研修に参加しています。本年度も、全国実践交流会、全国権利擁護フォーラムが全国規模で開催され、成年後見制度利用促進をめぐる研修や意思決定支援の国際的な研究や実践の状況、国連からの勧告への対応等直面する問題についての考え方を学びました。

成年後見業務の実績

年	後見	保佐	補助	ライフポート契約	委任事務契約 (内、死後事務契約)	合計
平成 26 年	34	18	5		1	59
平成 27 年	40	22	5		3(2)	69
平成 28 年	49	28	7		5(3)	87
平成 29 年	51	37	7		7(5)	98
平成 30 年	64	40	7		8(5)	115
平成 31 年度	70	50	10		15(12)	133
令和 2 年度	84	63	15		37(30)	171
令和 3 年度	101	61	23	13	131(82)	329
令和4年度	115	70	27	34	151(98)	397

法定後見内訳

類型	高齢者	障害者	合計
後見	48	67	115
保佐	30	40	70
補助	18	9	27
合計	96	116	212

地域の関係者からは予想を超えた需要と期待が寄せられてきましたが、信頼性の高い成年後見業務や権利擁護の活動を実現していくためには、担い手(人材)の確保、組織の運営管理体制、財政基盤の安定等が不可欠であり、今後も組織力強化につとめていきたいと思えます。

2020年从我国にも新型コロナウイルスの感染が広まってきました。移動の自粛やイベントや研修会の開催の中止が相次ぎましたが、当法人では、コロナ禍にあっても、従事者の感染防止に十分対策を講じながら、会議や研修の開催についてはオンラインを活用するなどの整備をすすめ、事業を継続する努力を重ねてきました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の 金額(単位:千円)
(1) 成年後見人等の受任に関する事業 (5) 成年後見制度等の啓発、相談、利用支援事業	審判・確定ケース 成年後見 115 件 保佐 70 件 補助 15 件 任意後見 1 件 総計: 201 件	(A)2022 年度中 (B)依頼者の自宅、福祉施設、家庭裁判所、関係行政機関、病院、当センター事務所等 (C) 33 人	(D) 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、児童 (E) 201 人	法定後見等 55,679
(2) 財産管理契約に関する事業 (3) 身上監護契約に関する事業	独居の高齢者、家族より依頼があり財産管理、身上監護、死後委任事務のサービスを実施した。 ライフサポート契約 34 件 委任事務契約(うち死後事務委任契約) 151(98)件	(A)2022 年度中 (B)依頼者の自宅、福祉施設、家庭裁判所、関係行政機関、病院、当センター事務所等 (C) 10 人	(D)認知症高齢者、知的障害者、精神障害者 (E) 185 人	ライフサポート事業 7,485 委任事務契約等 7,500
(4) 成年後見人等の養成、研修、業務支援事業	実務者養成研修 1 回目 法人後見の理解、法人成年後見事業の理解、成年後見制度をめぐる最近の動向	(A)2023 年 1 月 21 日 (B)後見センター (C)2 人	(D)市民(有資格者) (E)15 人	60
	実務者養成研修 2 回目 成年後見制度の基礎理解、後見等業務と委任事務業務	(A)2023 年 1 月 28 日 (B)浜松成年後見センター (C)2 人	(D)市民(有資格者) (E)14 人	60
	実務者養成研修 3 回目 後見制度に伴う法律知識を学ぼう(公開講座)	(A)2023 年 2 月 4 日 (B)福祉交流センター (C)2 人	(D)市民(有資格者) (E)36 人※公開講座のみ 22 人	60

	実務者養成研修 4 回目 審判申立の実務、支援計画の立案、定期報告の実際	(A)2023年2月18日 (B)浜松成年後見センター (C)2人	(D)市民(有資格者) (E)14人	60
	実務者養成研修 5 回目 高齢者事例によるグループワーク、障害者事例によるグループワーク	(A)2023年2月25日 (B)浜松成年後見センター (C)3人	(D)市民(有資格者) (E)4人	60
	後見制度に伴う法律知識を学ぼう (公開講座)	(2023年2月4日 実務者養成研修と併催)	(D)市民(一般・関係機関職員) (E)22人	(60)
(5) 成年後見制度等の啓発、相談、利用支援事業	浜松市成年後見制度利用促進協議会への参画	(A)2022年度開催 2回 (B)浜松市役所 (C)1人	(D)権利擁護従事者・関係者 (E)13人	21
	浜松市成年後見制度利用促進連絡会議への参画	(A)2022年度開催 2回 (B)浜松市役所 (C)1人	(D)権利擁護従事者・関係者 (E)18人	14
	浜松市民後見人(市民サポーター)継続研修	(A)令和5年2月28日 (B)アイミティ浜松 (C)1人	(D)浜松市民後見人・社協職員 (E)4人	
	浜松市社協後見相談会	(A)令和4年6月9日 令和4年10月13日 (B)福祉交流センター他 (C)2人	(D)浜松市民、支援機関 (E)4件×2	
	中区支援ネット	(A)令和4年6月 (B)和合愛光園 (C)1人	(D)浜松市支援機関 (E)30人以上	
7) 成年後見制度等に関する情報収集、調査研究事業	実施していません。			

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	専門職のための成年後見制度研修「任意後見制度」	(A)2021年 12月18日 (B)浜松市 福祉交流センター (C)1人	(D)包括・ケアマネ他 (E)38人	
	専門職のための成年後見制度研修「意思決定支援」講師派遣	(A)2022年1月28日 (B)浜松市福祉交流センター (C)1人	(D)相談支援・関係者 (E)35人	
	浜松いわた信用金庫からの委託事業相談	(A)随時 (B)当センター他 (C)1人	(D)信用金庫職員、利用者 (E)36人	1,100

(2)総会・理事会

名 称	内 容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所	人数
定期総会	・2021年度事業報告、決算 ・2022年度事業計画、予算	(A)2022年6月17日(金) 17:50~19:45 (B)浜松成年後見センター ※理事のみ 書面評決	6人
臨時総会 (未開催)	・新規理事の選任について	(A)2022年2月5日(土) 16:45~17:00 (B)コングレンスセンター 21会議室 ※理事のみ 書面評決	8人
第1回理事会	・定期総会議事について	(A)2022年5月13日(金) 18:00~20:00 (B)浜松成年後見センター	9人
第2回理事会	・ライフサポート事業について ・実務者養成研修について ・事務局体制について	(A)2022年11月19日(土) 9:30~10:45 (B)浜松成年後見センター	6人
第3回理事会	・事業の実施状況について ・実務者養成研修、事務局体制について ・2023年度予算、事業計画について	(A)2022年2月24日(金) 18:15~19:45 (B)浜松成年後見センター	9人
第4回理事会 (未開催)	・新規理事の選任案について	(A)2022年2月5日(土)16:30~16:45 (B)コングレンスセンター 21会議室	5人

第4回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・2022 年度補正予算案、2022 年度予算案について ・2023 年度総会開催について ・2023 年度役員体制について 	(A)2023年5月12日(金) 18:30~19:30 (B)浜松成年後見センター	9人
--------	--	--	----

(3)会議等

名称	内容	(A) 実施日時 (B) 実施場所	参加者
運営会議	センターの運営や実務上の諸問題に関する検討	(A) 2022年 ・4月15日、5月27日 ・6月17日、7月29日 ・9月9日、10月28日 ・12月9日 2023年 ・2月3日、3月17日 (B)センター	コアメンバー(理事・主幹実務者他)
ミーティング	(A) 法人からの報告 (B) 新規ケース、継続ケースの情報共有	(A)毎月第2木曜 (B)センター	実務者・他
マネジメント会議	(A) 受任検討会 (B) 法人ケースの重要事項の審議等	(A) 第1,3金曜日 (B) センター	主幹実務者他
ライフサポート会議	(A) 契約の情報共有 (B) 相談報告検討	(A)毎月第2木曜	担当者他